

どこまでも市民派・土光ひとしの

2017. 10

議会・市政を身近なものに

議員活動かわらばん



【連絡先】 米子市内町53 ☎(0859)33-6475 FAX(0859)23-0268

米子市淀江町淀江553-4 ☎(0859)56-3339 FAX(0859)56-2905

ご意見をお寄せ下さい

【HP】 <http://dokohitoshi.mimoza.jp/> 【メールアドレス】 dokohitoshi@my-s-pace.jp (会派:希望)

9月議会

議

会

報

告

<この広報紙発行には、米子市議会
政務活動費の一部を使っています>

<各質問：9月6日>

指定管理者候補者選定委員会の 会議録概要の改変問題

■土光 ホームページに掲載されている平成28年度第2回米子市指定管理者候補者選定委員会の会議概要について、当初、業者は、「100%雇用を継続する」ことを条件に議論されていたと掲載していたが、「雇用の枠を用意する」という条件で議論されていたという内容に改変されている。会議概要を変更するのは不適切ではないか。

●総務部長 内部で検討した結果、指定管理者募集及び評価の際の考え方にに基づき、趣旨を明確にするために補足、加筆したほうがよいと判断したため修正をしたところである。

■土光 会議概要というものは、当日の発言内容を反映するものである。発言者に確認したが、変更後の会議概要にあるような主旨の発言はしていないとのことであった。再検討すべきである。

■総務部長 今後の指定管理者候補者選定委員会での議論を踏まえ、判断したい。

■土光 選定された業者は4人のうち1人を継続雇用していない。このことを合理化するため、会議概要を改ざんしたのではという見方もできる。きちんと対処すべきである。

■総務部長 指定管理者候補者選定委員会で再度確認する。

米子市勤労青少年ホームの指定管理者応募の際の事業計画書（抜粋）

なお、職員については、現在働いている方に継続して勤務していただくことを想定しています。当社に所属しての継続勤務には大部分が応じていただけるのではないかと考えています。（万一、継続勤務の希望がない場合は、同等以上の人材を人事異動または新規採用で確保します。なお、新規採用する場合は、米子市民を採用します。）

指定管理に応募した事業者が、提出した「事業計画書」の一部。職員の継続雇用が明言されている。これを元に、審査がなされ、この業者が指定管理者に選定された。

■実際の発言

(所管部局)

この具体的評価として、今回継続性については点数がついておりまして、本人の意向を確認した上ですけれども、会社として、全員雇用する意向がある場合は100%雇用するという形で、これが満点。この施設につきましては4名の雇用がございますので、そのうち何名を雇用するかというところでの点数、絶対評価となっております。この点につきましては両社とも継続して雇用となっている。今以上の勤務条件を維持するという確認が取れましたので、両社とも絶対評価として満点。

(委員)

会社が違いますので、全く同じというのは無理がないか、不安なところもあるので、そのあたりのアセスメント、どうしたらいいのかな。例えば、前例とありますが、同じような形で100%雇用継続という条件で移行したというような事例なり、そのときのモニタリングそういったものがほしい。

★担当課が公開した、「会議概要」

(所管部局)

雇用の継続性については、(選定基準4の(5)「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。」での)絶対評価により点数を付けている。現在ホームで4名の雇用があるが、本人の意向を確認した上で両社とも(4名)全員雇用(する枠を用意)し、(雇用した場合は)今以上の勤務条件を維持するということであるので、両社とも満点(「優」の10点)の評価となっている。

(委員)

(両社は)基本的には違う会社なので、(勤務条件などが)全く同じという点に無理がないか少し不安なところもあるし、そのあたりのアセスメントをどうしたらよいか、かなり悩むところではある。100%雇用継続(の枠を用意する)という条件で(指定管理者が)移行した前例やそのときのモニタリング(の結果の情報)などあれば教えてほしい。

改変されている会議録概要(赤字部分が付け加えられた)。

これにより「100%継続雇用」ということが打ち消されている。赤字部分の付け加えは、実際の発言と異なる意味となる「改ざん」とも言える。